

白石・福富・有明3町では、干拓特有の肥沃な土壌条件と広大な農地を生かした農産物の生産が盛んで、豊潤な有明海で養殖される海苔と共に全国的にも有名になっています。

3町は古くから結びつきが強く、通勤・通学、消費行動など、住民の日常的生活行動は行政区域を越え密接な関係にあります。また、少子高齢化の進行や地方分権などの社会変化に対応する必要があることから、合併に向けての議論が活発に行われるようになり、平成15年11月に3町による合併を進めるため「白石・福富・有明3町合併協議会」を発足しました。

## 1 合併の必要性

### (1) 地方分権時代への対応

地方分権の推進により、国、県、町のそれぞれの役割と責任の所在が明確となり、地域の実情やニーズにあったサービスの提供が迅速かつ効率的にできるようになってきました。一方で、自治体には自己決定・自己責任能力をより一層向上することが求められています。

このため、合併により専門的人材の育成や問題に即応できる組織の構築、職員の政策立案能力の向上や個性的な地域社会を構築するための企画部門の拡充など、行政能力、組織を強化することが必要となっています。

### (2) 少子高齢化社会への対応

白石・福富・有明3町では、特に高齢化が全国及び佐賀県の平均を上回るスピードで進んでいます。また、出生率の低下等により人口も減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと考えられます。

高齢化の進行は、介護等に係る人材確保、高齢者単独世帯への生活支援の拡充、福祉・保健専門職員の確保など、福祉・保健面での行政需要を大幅に増加させることとなります。また、少子化は、生産年齢人口の減少を招くこととなり、地域社会の活力も低下することが懸念されます。

このため、合併によって財政基盤を強化し、住民のニーズにあった効果的な施設整備など子育て環境の充実、高齢社会に対応した体制・組織づくりが必要となっています。

### ( 3 ) 日常生活圏拡大への対応

交通手段の発達により、住民の日常生活圏は昔と比べると格段に広がっています。白石・福富・有明3町においても、平成12年の国勢調査では、常住人口の約4分の1が町外に通勤・通学しています。加えて、日常の買い物や多様化するレジャーについても同様の状況にあり、地域住民の行動範囲は急激な拡大をみせ、現在の市町村の区域を越えたものとなっています。

こうした中、現在の町単位で施策・事業を展開することは実効性が乏しく、住民の行動範囲に対応した広域的で効果的なまちづくりを推進することが必要となっています。

### ( 4 ) 多様化する住民ニーズへの対応

住民のライフスタイルや価値観の多様化、IT等による技術革新の進展などに伴い、住民が求める行政サービスも多様化、高度化しています。また、高度情報化や国際化への対応、環境問題への対応など新たな行政課題が山積しています。

これらの行政課題には各町が単独で対応していくには困難なものが多く、合併により総合的な施策の企画と実施、専門的職員の育成や弾力的配置、効率的な公共施設の活用や財政基盤の強化などの総合的な行財政力の強化を図ることが必要となっています。

### ( 5 ) 厳しい財政状況への対応

国と地方を併せた借入金残高は平成15年度末で約686兆円と見込まれています。また、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や長引く景気低迷などにより、税収の伸びも見込めない状況にあることから、国、地方ともにこれまで以上に効率的な行財政運営に努める必要に迫られています。

白石・福富・有明3町においても、財政収入の基盤である地方税は、経済状況が先行き不透明なことを考えると大幅な税収増が見込めない状況です。また、地方交付税についても、年々減少しており、3町の財政状況はたいへん厳しくなっています。

このため、合併によって人件費をはじめとする経常経費の削減や事務事業の統合・効率化により経費を削減するとともに、施設の統合化等を進めることにより、より一層の効率的な行財政運営を行っていくことが必要となっています。

## 2 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、白石町、福富町、有明町が合併して新町を建設していくための基本方針を定め、これに基づく計画的な施策及び主要事業を定めてその実現を図ることにより、3町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るものです。

なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新町において策定する基本構想、基本計画などに委ねるものとします。

### (2) 計画の構成

本計画は、新町のまちづくりを進めていくための「新町建設の基本方針」、その基本方針の実現に向けた「新町の基本施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

各施策における主要事業及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までとします。

### (4) その他

新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。